

## 東京都からのお知らせ

# 保護者の皆様へ

携帯電話・スマートフォンから、インターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じます。

こうした問題の未然防止のため、18歳未満の子供（青少年）に携帯電話・スマートフォンを使用させる場合は、以下について御理解をお願いします。

### 1 有害情報から子供を守るため、 必ずフィルタリングを設定しましょう。

法律で、保護者の責務として、フィルタリングソフトウェアの利用などに努めるものとする、との趣旨が規定されています。

（青少年インターネット環境整備法 第6条）

### 2 フィルタリングの解除の申出をする場合には、 青少年がインターネット上の有害情報を閲覧 しないように、保護者が適切に監督する、といった 正当な理由が必要です。

（東京都青少年健全育成条例 第18条の7の2）

### 3 「家庭のルール」を作りましょう。

子供とよく話し合っ、閲覧サイトや利用時間など家庭のルールを作り、日頃からコミュニケーションを通じて、利用状況を把握しましょう。

### 4 特にスマートフォンについては、 以下に注意してください。

- (1) スマートフォンには、携帯電話会社の回線のほか、無線LAN回線によりインターネットに接続する方法があり、別途フィルタリングソフト等の設定が必要な場合があります（販売店にお確かめください）。
- (2) アプリケーションの中には、コンピュータウイルスが仕込まれているものも流通しており、個人情報流出等の被害防止のためウイルス対策ソフトを利用する必要性が高い、と言われています。
- (3) スマートフォンについては、フィルタリングが機能しているか、どのようなアプリケーションを使用しているかについて、保護者が把握する必要があります。

#### 警察庁の発表より

インターネットのコミュニティサイトに起因して、全国で、毎年1,000人を超える子供が、淫行などの犯罪の被害に遭っています。

被害に遭った子供のうち9割以上が、携帯電話のフィルタリングが設定されていませんでした。